

2024年度 青少年スポーツ振興奨励事業募集要項

公益財団法人ブラッサム財団（以下「本財団」といいます。）は、民族的マイノリティである在日コリアンの青少年に対するスポーツの振興に関する事業等を行い、もって日本社会の国際化に貢献する人材の育成、及び、スポーツの普及・振興に寄与して行きます。

募 集 概 要

1. 応募資格

次の(1)～(6)のすべてに該当すること。

(1) 日本国内における活動であること

(2) 営利を目的としない活動であること

(3) 活動状況及び結果について適正に報告できること

(4) 継続性要件 継続的に事業を行える団体・組織であること。年度毎に実行委員会が組成される場合であっても、イベントの継続性がある場合には対象とする。

(5) 団体・イベント要件： 概ね満 22 歳未満の青少年を対象にしたスポーツ振興団体、あるいはスポーツイベントで下記の①～⑤のいずれかに該当するものであること。

① 体育会 (A タイプ団体)：在日コリアンの青少年が多く所属する日本国内の学校(小学・中学・高校・大学等、朝鮮学校・朝鮮大学校を含む)の体育会

② スポーツ団体 (B タイプ団体)：在日コリアンの青少年のスポーツ振興、技能向上に資する活動を行う団体

③ 地域交流イベント (A タイプイベント)：在日コリアンの青少年と地域住民等とのスポーツを通じた交流イベント

④ 国際交流競技大会 (B タイプイベント)：在日コリアンの青少年が多く所属する日本国内の学校(小学・中学・高校・大学等、朝鮮学校・朝鮮大学校を含む)日本の学校(小学・中学・高校・大学等)との交流試合を含むスポーツ競技大会

⑤ スポーツ講演会 (C タイプイベント)：在日コリアン選手が参加するスポーツに関する講演会や交流イベント

(6) 規模/在日コリアン要件

- (団体) スポーツ活動の振興に資する体育会、団体で、直接所属し活動する在日コリアン青少年人数が複数人以上であること。
- (イベント) スポーツ活動の振興に資するイベント等で、直接活動する在日コリアン青少年の人数が 15 人以上の事業(大会、競技会、交流会、研修会、セミナー等)であること。

(※) 在日コリアンの定義については本書項目 11 を参照のこと。

2. 募集件数 1 件
3. 募集期間 2024年11月1日（金）～12月27日（金）
4. 助成金額 原則として30万円を上限とし、助成額は応募書類の内容等によって判断する。
5. 給付対象期間 2025年1月から2025年9月までに終了する事業。
6. 応募書類
- ① 「申請用紙（所定様式）」 1 部
 - ② 前年度の決算書類等 ※応募団体の1年間の収支がわかるもの。
※年度毎の実行委員会の場合には、前期開催時の決算または収支関連資料
 - ③ 応募団体の活動がわかるもの。
 - ④ 助成を受けようとする事業の概要がわかるもの。
 - ⑤ （団体）団体に所属する在日コリアンの青少年のリスト。
（イベント）イベントに参加予定の在日コリアン青少年のリスト。）
 - ⑥ 団体に所属する在日コリアンの青少年であることを証明する書類（以下のいずれか）（上記⑤のリストから本財団がサンプル対象と指定した青少年に関する資料）
 - ・ 国籍を証明する書類（例：パスポートのコピー）
 - ・ 両親のいずれかが朝鮮・韓国籍であることを証明する書類（例：親のパスポートのコピー）
 - ・ 祖父母が朝鮮半島にルーツを持つことを証明する書類（例：祖父母の出生証明書やパスポートのコピー）
- ※必要に応じて追加書類等の提出を求めています。
7. 応募方法
- 本財団のHPにてダウンロード可能な公募の申請書に記入のうえ、郵送にて提出してください。（メールでの受付はいたしません）
 - 申請書は、パソコン入力し署名・捺印を行ってください。
 - 申請書の返却はいたしません。
8. 選考と決定 本財団設置の外部委員（学識経験者・有資格者等）で構成される選考委員会において選考し、2025年2月上旬までに応募団体宛に選考結果を通知する。
9. 助成金の返還 次の事由に該当する場合には、助成金の全部又は一部の返還を請求する。
- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき。

- (2) 助成金を支給目的に沿わない使途において使用したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。
- (6) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

10. 活動報告 助成金の受給を受けた団体は助成対象事業終了後、速やかに「実績報告書（所定様式）」を提出すること。

11. 在日コリアン青少年の定義 (A) 国籍に基づく定義
* 朝鮮・韓国籍の青少年：現在の国籍が朝鮮・韓国の方。
(B) 両親の国籍に基づく定義
* 両親のいずれかの国籍が朝鮮・韓国の方：両親のいずれか一方、または両方が朝鮮・韓国籍である青少年。これには、日本国籍を持つ親と朝鮮・韓国籍を持つ親を持つ場合が含まれます。
(C) 祖父母のルーツに基づく定義
* 祖父母が朝鮮半島にルーツを持つ青少年：両親の国籍にかかわらず、祖父母のうち少なくとも一人が朝鮮半島にルーツを持つ場合。この定義には、例えば韓国籍の祖父母を持つ在日コリアンの子孫など。

□願書など所定の用紙は財団事務所で配布する。また郵送にも応じる。

公益財団法人ブラッサム財団

住所 〒150-0066 東京都渋谷区西原2-2-6 GA 西原102号

電話 050-3558-3522